平成24年度大気汚染に係る常時監視結果について

平成25年7月26日(金) 鹿児島県環境林務部環境保全課 大気係 (099-286-2627)

大気汚染防止法第22条に基づく大気汚染に係る常時監視結果は、次のとおりである。

二酸化硫黄, 浮遊粒子状物質, 光化学オキシダント, 微小粒子状物質 (PM2.5) については, それぞれ桜島火山活動や大陸からの越境大気汚染等の影響により, 環境基準を達成しない測定局があったが, 全般的には良好な状況であった。

1 測定内容

(1) 測定方法

県内に17の大気測定局(一般局15局,自排局2局)を設置し、大気環境監視テレメータシステムで24時間連続監視し、県ホームページにおいてリアルタイムで公開している。

(注) 一般局:一般環境大気測定局, 自排局:自動車排出ガス測定局。

(2) 測定期間

平成24年4月1日~平成25年3月31日

(3) 測定項目

- ① 環境基準設定項目(6項目)
 - 二酸化硫黄, 浮遊粒子状物質, 二酸化窒素, 光化学オキシダント, 一酸化炭素, 微小粒子状物質 (PM2.5)
- ② その他の項目(4項目)
 - 一酸化窒素、メタン、非メタン炭化水素、風向・風速
- (4) 実施機関

鹿児島県、鹿児島市

2 測定結果

(1) 環境基準の達成状況

測定項目	区分	測定	達成	非達成	達用	戊率	非 達 成 局 及 び 原 因
別た切口		局数	局 数	局 数	H 2 4	H 2 3	, 是
二酸化硫黄	一般局	15	12	3	80.0%	73. 3%	非達成局:有村,黒神,赤水測定局
(SO ₂)	自排局	2	2	0	100.0%	100.0%	原因: 桜島火山活動の影響
浮遊粒子状物質	一般局	15	13	2	86. 7%	0%	非達成局:赤水、環境保健センター測定局
(SPM)	自排局	2	2	0	100.0%	0%	原因: 桜島火山活動の影響
二酸化窒素	一般局	10	10	0	100.0%	100.0%	
(NO_2)	自排局	2	2	0	100.0%	100.0%	
光化学オキシダント	一般局	10	0	10	0%	0%	原因:大陸からの越境大気汚染等
(Ox)	自排局	_	ı	ı	ı	ı	- 全国 1, 183 局中 1, 177 局が非達成(H23)
一酸化炭素	一般局	_	-	1	1	-	
(CO)	自排局	2	2	0	100.0%	100.0%	
微小粒子状物質	一般局	3	0	3	0%	0%	原因:大陸からの越境大気汚染等
(PM2.5)	自排局	2	0	2	0%	0%	

注) 達成率=達成局数/測定局数×100

(2) 年平均值

./							
区分		一般局		自排局			
	本	県	全 国	本	県	全 国	
測定項目	H24	H23	H23	H24	H23	H23	
二酸化硫黄(SO ₂) (ppm)	0. 005	0. 005	0. 002	0. 004	0. 003	0. 003	
浮遊粒子状物質(SPM) (mg/m³)	0. 025	0. 025	0. 020	0. 026	0. 025	0. 022	
二酸化窒素(NO ₂) (ppm)	0. 005	0. 005	0. 011	0. 015	0. 014	0. 021	
光化学オキシダント (Ox) (ppm)	0. 041	0. 036	0. 044	-	ı	0. 039	
一酸化炭素(CO) (ppm)		_	0. 3	0. 4	0. 4	0. 5	
微小粒子状物質(PM2.5) (μg/m³)	18. 0	19. 1	15. 4	17. 8	16. 1	16. 1	

注) 光化学オキシダントは昼間の日最高 1 時間値の年平均値

表 1 二酸化硫黄 (SО₂) の測定結果

				- 2 / 1713 /		
区分	市町村	測 定 局	年平均値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.04ppm を 超えた日が2日以上連	環境基準の
			()		続したことの有無	長期的評価
			(ppm)	(ppm)	(有×・無○)	
	鹿児島市	鹿児島市役所	0.003	0.017	\circ	達成
	"	谷山支所	0.002	0.016	\bigcirc	達成
	IJ	有 村	0.023	0. 179	×	非達成
	IJ	黒神	0.005	0.059	×	非達成
	IJ	桜 島 支 所	0.002	0.019	\bigcirc	達成
_	IJ	赤水	0.017	0. 153	×	非達成
	IJ	喜 入	0.002	0.007	\bigcirc	達成
般	IJ	環境保健センター	0.004	0.018	\bigcirc	達成
	鹿 屋 市	鹿 屋	0.003	0.025	\bigcirc	達成
局	薩摩川内市	寄田	0.003	0.007	\bigcirc	達成
	IJ	環境放射線監視センター	0.001	0.004	\bigcirc	達成
	霧島市	霧 島	0.002	0.008	\bigcirc	達成
	いちき串木野市	羽島	0.002	0.009	\bigcirc	達成
	志布志市	志 布 志	0.002	0.007	\bigcirc	達成
	東串良町	東 串 良	0.002	0.013	\circ	達成
自排局	鹿児島市	鴨 池	0.005	0.020	\bigcirc	達成
17 17 P/PJ	薩摩川内市	薩摩川内	0.002	0.005	\circ	達成

注)評価方法:日平均値の2%除外値を環境基準(0.04ppm)と比較して評価する。 ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合は非達成とする。

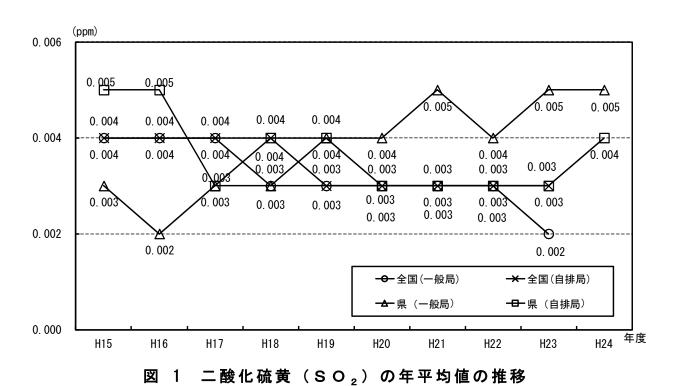


表 2 浮遊粒子状物質 (SPM) の測定結果

区分	市町村	測 定 局	年平均値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10mg/m³を超えた日が2日以上	環境基準の
			(mg/m³)	(mg/m^3)	連続したことの有無 (有×・無○)	長期的評価
	鹿児島市	鹿児島市役所	0.021	0.044	0	達成
	IJ	谷山支所	0.022	0.045	\circ	達成
	"	有 村	0.030	0.073	\circ	達成
	"	黒 神	0.023	0.058	\circ	達成
	"	桜 島 支 所	0.021	0.046	\circ	達成
_	IJ	赤水	0.030	0.081	×	非達成
	"	喜 入	0.019	0.042	\circ	達成
般	"	環境保健センター	0.033	0.078	×	非達成
	鹿 屋 市	鹿 屋	0.025	0.048	\circ	達成
局	薩摩川内市	寄 田	0.029	0.053	\circ	達成
	"	環境放射線監視センター	0.023	0.041	\bigcirc	達成
	霧島市	霧島	0.022	0.045	\bigcirc	達成
	いちき串木野市	羽島	0.021	0.044	\bigcirc	達成
	志布志市	志 布 志	0.024	0.051	\bigcirc	達成
	東串良町	東 串 良	0.029	0.058	0	達成
自排局	鹿児島市	鴨池	0.028	0.058	\circ	達成
日伊何	薩摩川内市	薩摩川内	0.023	0.044	\circ	達成

注)評価方法:日平均値の2%除外値と環境基準(0.10mg/m³)と比較して評価する。 ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。

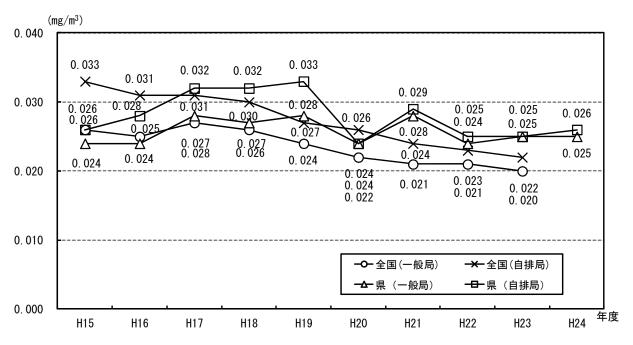


図 2 浮遊粒子状物質 (SPM) の年平均値の推移

表 3 二酸化窒素 (NO₂) の測定結果

				· ************************************	
区分	市町村	測 定 局	年 平 均 値	日平均値の年間 98%値	環境基準の達 成 状 況
			(ppm)	(ppm)	
	鹿児島市	鹿児島市役所	0. 013	0.026	達成
	"	谷 山 支 所	0.008	0.020	達成
	"	喜 入	0.003	0.006	達成
	鹿 屋 市	鹿 屋	0.005	0.010	達成
般	薩摩川内市	寄田	0.002	0.004	達成
万又	"	環境放射線監視センター	0.006	0.013	達成
局	霧島市	霧島	0.005	0.011	達成
/FJ	いちき串木野市	羽島	0.003	0.005	達成
	志布志市	志 布 志	0.006	0.013	達成
	東串良町	東 串 良	0.003	0.006	達成
自排局	鹿児島市	鴨池	0.018	0. 031	達成
日別川	薩摩川内市	薩摩川内	0.012	0.020	達成

注)評価方法:日平均値の年間98%値と環境基準(0.06ppm)とを比較して評価する。

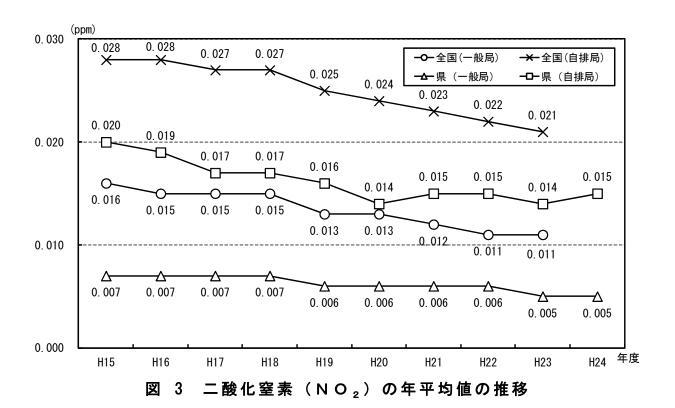


表 4 光化学オキシダント(Ox)の測定結果

	11.	7 7 10 T		· / · ·	(<u> </u>	
			昼間の1	時間値が	昼間の1	時間値が	昼間の	
豆八	士 町 牡	 測 定 局	0.06ppm	0.06ppm を超えた		m 以上の	1 時間値	環境基準の
区分	市町村	測 定 局	日数及び	び時間数	日数及び	び時間数	の最高値	達成状況
			(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	
	鹿児島市	鹿児島市役所	23	81	0	0	0.083	非達成
	IJ	谷山支所	38	180	0	0	0.090	非達成
	"	喜 入	42	202	0	0	0.096	非達成
_	"	環境保健センター	13	37	0	0	0.084	非達成
ńП	鹿 屋 市	鹿 屋	39	190	0	0	0.087	非達成
般	薩摩川内市	環境放射線監視センター	17	81	0	0	0.087	非達成
	霧島市	霧島	41	218	0	0	0.092	非達成
局	いちき串木野市	羽島	58	297	0	0	0.087	非達成
	志布志市	志 布 志	44	245	0	0	0.084	非達成
	東串良町	東串良	35	192	0	0	0.081	非達成

注)評価方法:昼間の1時間値の最高値と環境基準(0.06ppm)とを比較して評価する。

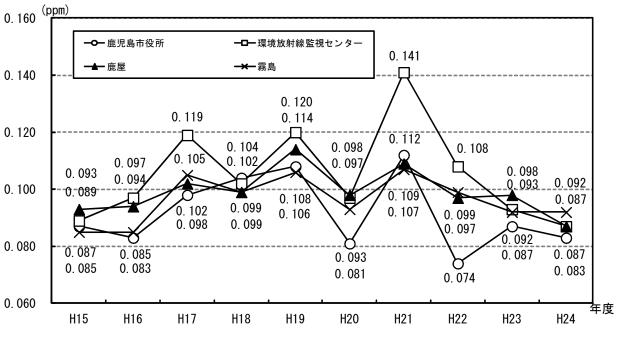


図 4 光化学オキシダント (Ox) 昼間の1時間値の最高値の推移

1 時間値が注意報発令基準の 0.12ppm を超えた測定局はなく、光化学オキシダント注意報の発令はなかった。

表 5 一酸化炭素 (CO) の測定結果

区分	市町村	測定局	年平均値	1時間値 の最高値	8 時間平均値 が 20ppm を超 え た 回 数	日平均の 2%除外値	環境基準の 長期的評価
			(ppm)	(mpq)	(回)	(ppm)	
自排局	鹿児島市	鴨 池	0.4	3.0	0	0.6	達成
日1兆问	薩摩川内市	薩摩川内	0.3	2. 5	0	0.6	達成

注) 評価方法:日平均値の2%除外値と環境基準(10ppm)と比較して評価する。

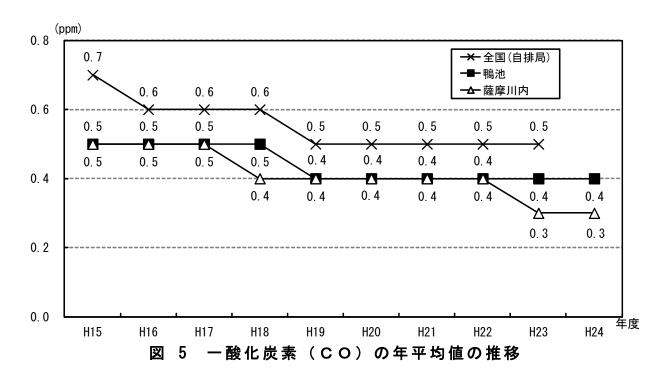


表 6 微小粒子状物質 (PM2.5) の測定結果

								1 年	1日平均	1 日平均値が	測定	
区分	市	町	村	測	定	₹	局	平均值	値の98パー	35μg/m³を	日数	環境基準の
	1111	₩1	J1	似	V	=	/PJ	十岁區	センタイル値	超えた日数	日 奴	評 価
								$(\mu \mathrm{g/m^3})$	$(\mu \mathrm{g/m^3})$	(日)	(日)	
	鹿	児 島	市	鹿」	児島	市衫	於所	19.6	39. 5	16	361	非達成
		IJ		谷	Щ	支	所	17.0	37. 5	10	360	非達成
も几.		IJ		喜			入	20.5	35. 5	1	19	_
般	鹿	屋	市	鹿			屋	21. 1	37.8	8	116	_
	霧	島	市	霧			島	17.4	38. 5	15	365	非達成
局	いち	き串木里	沛	羽			島	18. 2	35. 3	3	117	_
ДН . П	鹿	児 島	市	鴨			池	16.6	37. 6	13	363	非達成
自排局	薩原	擎川内	市	薩	摩	Ш	内	19.0	38.8	16	365	非達成

- 注1) 評価方法: 1 年平均値と環境基準 ($15 \mu g/m^3$) 及び1 日平均値の 98 % -センタ ($15 \mu g/m^3$) をそれぞれ比較して評価し、両方を満たした場合が達成となる。
- 注2) 喜入局(平成25年3月設置), 鹿屋局(平成24年12月設置)及び羽島局(平成24年12月設置)については、評価に必要な測定日数(250日以上)を満たしていないため、評価対象外である。

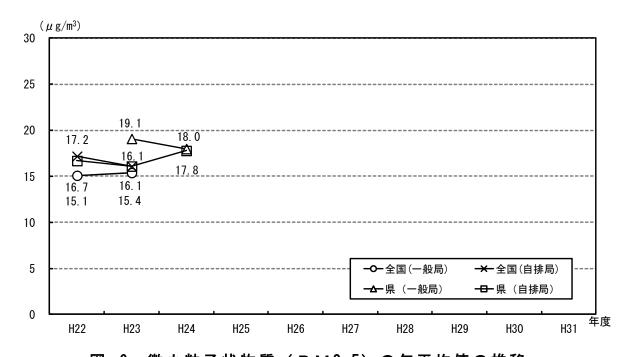


図 6 微小粒子状物質 (PM2.5) の年平均値の推移

[環境基準とその評価方法]

(1) 環境基準

	項		目		環境上の条件
=	酸	化	硫	黄	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり, かつ, 1時間値が
		(SO	2)		0. 1ppm 以下であること。
浮	遊	粒子	状 物	質	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m³以下であり, かつ, 1時間値が
		(SPI	M)		0. 20mg/m³以下であること。
	酸	化	窒	素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内また
		(NO	2)		はそれ以下であること。
光	七十	対キ (O x	シダン	٢	1 時間値が 0. 06ppm 以下であること。
_	酸	化	炭	素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時
		(CC))		間平均値が20ppm 以下であること。
微	<u>/</u> \	粒子	状 物	質	1 年平均値が 15μg/m³以下であり,かつ,1 日平均値が 35μg/m³以
	((PM2	. 5)		下であること。

(2) 評価方法

① 二酸化硫黄(SO₂), 浮遊粒子状物質(SPM)及び一酸化炭素(CO)(長期的評価) 1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち, 高い方から数えて2%の範囲にある 測定値を除外した後の最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価 を行う。

ただし、上記の評価方法に関わらず環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非 達成とする。

- ② 二酸化窒素 (NO₂) (長期的評価) 1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち, 低い方から並べて98%に相当する値 (1日平均値の年間98%値) を環境基準と比較して評価する。
- ③ 微小粒子状物質 (PM2.5)

1年間の測定を通じて得られた1年平均値及び1日平均値のうち、低い方から並べて98%に相当する値(1日平均値の年間98パーセンタイル値)を環境基準と比較して評価する。

- (3) 各環境基準設定物質における人の健康や環境に及ぼす影響について
 - ① 二酸化硫黄:高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与え(SO₂) る酸性雨の原因物質になるといわれている。
 - ② 浮遊粒子状物質: 大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に (SPM) 影響を及ぼす。
 - ③ 二 酸 化 窒 素:高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダン (NO。) トの原因物質になるともいわれている。
 - ④ 光化学オキシダント:いわゆる光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜を刺激し、 (Ox) 呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されている。
 - ⑤ 一酸 化炭素:血液中のヘモグロビンと結合して、酸素を運搬する機能を阻害する (CO) などの影響を及ぼすほか、温室効果ガスである大気中のメタンの寿命を長くすることが知られている。
 - ⑥ 微小粒子状物質: 大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が 2.5μm (2.5/1000mm) (PM2.5) 以下のもので、大気中に長時間滞留し、呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念されている。